

若林区まちづくり協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、若林区まちづくり協議会（以下「区協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 区協議会は、区民一人ひとりの創意と参加により、住みよい魅力のあるまち若林区を目指し、行政と協働によるまちづくりの推進を目的とする。

(事 業)

第3条 区協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) まちづくり運動の実践並びに実践団体及び市民の活動推進
- (2) まちづくりに関する広報活動
- (3) その他区協議会の目的達成に必要と認められる事業

(組 織)

第4条 区協議会は、第2条の目的に賛同する区内の市民及び各種団体（以下「会員」という。）をもって構成する。

(役員等)

第5条 区協議会に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	若干名
理 事	25名以内
会 計	1名
監 事	2名

- 2 会長、副会長は、理事の互選とする。
- 3 理事・会計及び監事の選任は、総会の議決による。なお、議決は、役員会において推薦された者について行う。
- 4 役員の内任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。補欠による役員の内任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の内職務)

第6条 会長は、区協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、その職務を代理する。
- 3 理事は、役員会においてその必要な事項を審議する。
- 4 会計は、区協議会及び事業の会計を担当する。
- 5 監事は、会計を監査する。

(顧 問)

第7条 会長及び副会長経験者を顧問として置くことができる。

- 2 顧問の内任期は就任から2年を限度とする。
- 3 顧問は、区協議会の運営に関し、指導助言するほか、会長の要請に応じ会議に出席し、意見を述べるができる。

(会 議)

第8条 区協議会の会議は、総会、役員会及び二役会とし、会長が招集する。

- 2 総会は、年1回開催し、次の事項を審議する。ただし、必要により臨時に開催することができる。
 - (1) 予算及び決算に関すること
 - (2) 事業計画の策定及び運営に関すること
 - (3) 規約の改正に関すること
 - (4) その他重要と認められる事項

3 やむを得ない事情により総会、役員会及び二役会が招集できない場合、書面等を活用した方法による決議を総会、役員会及び二役会の議決に代えることができる。

また、軽易な事項であって急を要するものについても同様とする。

4 役員会は、第5条に規定する役員及び会長が指名した部会等の長をもって構成し、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 総会の議決により委任を受けた事項
- (3) その他会長が必要と認めた事項

5 二役会は、第5条に規定する会長、副会長及び会長が指名した部会等の長で構成し、次の事項を審議する。

- (1) 役員会に付議する事項
- (2) 総会において予算が議決されるまでの間の事業実施、収入及び支出
- (3) その他会長が必要と認めた事項

6 二役会は、第5項第2号を決議することができる。ただし、決議事項は次の総会及び役員会において報告しなければならない。

7 会議の議長は、会長をもって充てる。

(部会等)

第9条 区協議会に特に重要な事項の推進を図るため、部会等を置くことができる。

2 部会等に関し必要な事項は、会長が二役会の議を経て別に定める。

(事務局)

第10条 区協議会の事務を処理するため、若林区役所内に事務局を置く。

2 事務局に事務局長その他の職員を置く。

(会計及び会計年度)

第11条 区協議会の運営に要する経費は、補助金その他の収入をもって充てる。

2 区協議会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終わる。

3 年度当初から総会の間支払いを要する恒常的な事務的経費については、総会の決議を経ずに事務局長の専決事項として支出することができる。

(委 任)

第12条 この規約に定めるもののほか、区協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別にこれを定める。

附 則

1 この規約は、平成5年5月27日から施行する。

2 区協議会の設立当初の会計年度は、第11条第2項の規定にかかわらず、平成5年5月27日から平成6年3月31日までとする。

3 区協議会の設立当初の会長、副会長及び顧問は第5条第2項及び第7条第2項の規定にかかわらず、設立総会で決定することとする。

4 設立当初の役員会等の任期は、第5条第4項の規定にかかわらず、平成7年の総会日までとする。

附 則 (平成7年5月23日改正)

この規約は、平成7年5月24日から施行する。

附 則 (平成8年5月23日改正)

この規約は、平成8年5月24日から施行する。

附 則 (平成9年5月25日改正)

この規約は、平成9年5月26日から施行する。

附 則 (平成11年5月25日改正)

この規約は、平成11年5月26日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日)

この規約は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成 23 年 5 月 26 日改正）
この規約は、平成 22 年 5 月 27 日から施行する。

附 則（平成 23 年 7 月 13 日改正）
この規約は、平成 23 年 7 月 14 日から施行する。

附 則（平成 24 年 5 月 31 日改正）
この規約は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 5 月 10 日改正）
この規約は、令和 5 年 5 月 11 日から施行する。